

一般名処方についてのお願い

当院では、後発医薬品の使用促進と医薬品の安定供給のため、後発医療品のある医薬品について、特定の医薬品名ではなく、薬剤の成分をもとにした一般名処方を行う場合があります。

一般名処方とは お薬の「商品名」ではなく、「有効成分」を処方せんに記載することです。そうすることで、「商品名」のお薬が不足していても、「有効成分」が同じお薬を選ぶことができるので、患者様に必要なお薬が提供しやすくなります。また、後発医薬品の使用が促進され、医薬品の安定供給が図られます。

一般名処方について、ご不明な点などがありましたら、職員までお声がけください。

ご理解とご協力をお願いいたします。

令和 5 年 4 月

朝日町立病院